

# 資料

平成20年4月18日

金融庁監督局

# 目 次

1. 協同組織金融機関（信金・信組）の預金・貸出金（末残）の推移・・・・・・・・・・ 2
2. 員外預金比率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 協同組織金融機関（信金・信組）の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）・・・・・・ 4

# 1. 協同組織金融機関（信金・信組）の預金・貸出金（末残）の推移

（単位：億円、％）

## ➤ 信用金庫

### ・全信用金庫

	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月
預金	1,035,536	1,055,175	1,074,324	1,092,212	1,113,772
貸出金	626,342	622,364	620,948	626,702	634,954
預貸率	60.47	58.93	57.74	57.31	56.95

### ・預金量上位10金庫計（19年3月末ベースでの順位）

	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月
預金	214,620	219,048	224,196	228,275	232,024
貸出金	137,724	137,907	137,890	139,260	142,615
預貸率	64.17	62.95	61.50	61.00	61.46

### ・預金量下位10金庫計（19年3月末ベースでの順位）

	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月
預金	4,070	4,132	4,199	4,209	4,251
貸出金	2,376	2,313	2,285	2,249	2,162
預貸率	58.37	55.97	54.41	53.43	50.85

## ➤ 信用組合

### ・全信用組合

	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月
預金	148,362	152,526	156,095	159,430	160,672
貸出金	91,512	91,234	91,836	93,078	93,669
預貸率	61.66	59.75	58.79	58.31	58.21

### ・預金量上位10組合計（19年3月末ベースでの順位）

	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月
預金	42,960	44,659	45,678	47,352	48,246
貸出金	28,153	28,070	28,437	28,983	29,638
預貸率	65.53	62.85	62.25	61.20	61.43

### ・預金量下位10組合計（19年3月末ベースでの順位）

	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月
預金	534	547	560	573	577
貸出金	229	236	242	240	242
預貸率	42.88	43.14	43.21	41.88	41.94

（出典）各信用金庫・信用組合ディスクロージャー誌

## 2. 員外預金比率の状況

### ➤ 信用金庫

(単位：%)

	17年3月	18年3月	19年3月
員外預金比率	68.31	68.64	68.50

(参 考)

### ➤ 信用組合

(単位：%)

	17年3月	18年3月	19年3月
員外預金比率	14.49 ( 38.71 )	14.62 ( 38.30 )	14.55 ( 37.54 )

(注1) 信用組合の員外預金比率は、中小企業等協同組合法第9条の8第2項第4号に規定されている組合員以外の者(国、地方公共団体、その他営利を目的としない法人、配偶者等を除く)からの預金及び定期積金の受入れの比率。

(注2) ( )の比率は、国、地方公共団体その他営利を目的としない法人、配偶者等を組合員以外の者に含んだ比率。  
(信用金庫の比率と同じベース)

(出典) 全国信用金庫統計、全国信用組合決算状況等

### 3. 協同組織金融機関（信金・信組）の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）

（単位：金融機関数）

	信用金庫・信用組合計						銀行（参考）	
		信用金庫		信用組合			経営に欠陥あり	
		経営に欠陥あり		経営に欠陥あり				
貸出債権の不良化	146	94	23	14	123	80	19	15
有価証券投資等の失敗	50	23	10	7	40	16	0	0
不正・不祥事件	9	4	2	1	7	3	0	0
合計	161	102 ( 63.4% )	27	16 ( 59.3% )	134	86 ( 64.2% )	19	15 ( 78.9% )

（出典）預金保険研究第四号

（注1）要因は、複数該当している場合があるため、合計は一致しない。（ ）は「経営に欠陥あり」の件数の全体に対する割合。

（注2）「経営に欠陥あり」は、経営トップの責任追及が行われたもの等を区分。